

性的マイノリティのカップルも対象となる行政サービス(令和8年度)[R8.5.1時点]

No.	区分	名称	要件/必要書類 等	お申込み/お問合わせ	問合せ先電話番号	①宣誓必要		②宣誓不要		行政サービス等の概要
				窓口	電話番号	ア 受領証の提示 必要	イ 受領証の提示 不要(口頭確認)	ウ 委任状が必要	エ 口頭確認	
1	住宅	市営住宅の入居申込み	・受領証の写し	住宅供給公社募集課	271-2561	●				パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。
2	住宅	市営住宅の同居承認	・受領証の写し	住宅供給公社業務課	271-0901	●				パートナーと同居することができます。
3	住宅	市営住宅の名義承継	・受領証の写し	住宅供給公社業務課	271-2562	●				パートナーが引き続き住宅に住むことができます。
4	住宅	セーフティネット住宅等入居支援事業 の入居者資格認定申請・助成金の申請	・同居していること	住宅都市みどり局住宅計画課	711-4279	●				住宅確保が難しい人向けの民間賃貸住宅に、パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。
5	住宅	高齢者世帯住替え助成金の申請	・同居していること・受領証の写し	住宅都市みどり局住宅計画課	711-4279	●				高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、礼金、仲介手数料、引越し運送費用など、初期費用の一部を支援する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。
6	住宅	子育て世帯住替え助成金の申請	・同居していること・市外からの転入の場合、受領印のある宣誓書の写し	住宅都市みどり局住宅計画課	711-4279	●				子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、既存住宅購入費用や礼金、仲介手数料、引越し運送費用などの初期費用の一部を支援する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。
7	住宅	地域貢献等空き家活用補助金(子育て 居住型)の申請	・同居していること・市外からの転入の場合、受領印のある宣誓書の写し	住宅都市みどり局住宅計画課	711-4598	●				市街化調整区域における定住化促進や子育て世代の安全・安心な住環境の整備を促進するため、空き家の子育て対応改修工事費、家財道具の処分費、設計費等の一部を助成する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。
8	住宅	り災証明書の交付(火災以外)	・同居していること	各区総務課 (西区:防災・安全安心室)	東区 645-1007 博多区 419-1044 中央区 718-1056 南区 559-5063 城南区 833-4055 早良区 833-4304 西区 895-7037		○			災害(火災及び雷に起因するものを除く。)に遭われた方で「り災証明」及び「り災届出証明」が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
9	住宅	り災証明書の交付(火災)		各区消防署	東消防署 683-0119 博多消防署 475-0119 中央消防署 762-0119 南消防署 541-0219 城南消防署 863-8119 早良消防署 821-0245 西消防署 806-0642			◆		火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
10	住宅	子育て世帯市内引越し応援事業	・同居していること・受領証の写し	住宅都市みどり局住宅計画課	711-4279	●				市内に住み続けることを希望する子育て世帯の市内での転居に住宅取得費や家賃、引越し費用等を助成する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。
11	住宅	三世代同居・近居住替え支援事業	・同居していること・市外からの転入の場合、受領印のある宣誓書の写し	住宅都市みどり局住宅計画課	711-4279	●				三世代同居・近居のために市内外から市内に転居する子育て世帯や親世帯の転居に住宅取得費や家賃、引越し費用等を助成する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。
12	医療	救急搬送時の処置の説明と同意		消防局救急課	725-6571		○			救急搬送される際、パートナーも処置の説明を受け同意をすることができます。
13	医療	救急搬送証明書の交付	・本人の同意(口頭確認) ・委任状 ・受領証の写し	消防局救急課	725-6571	●				救急車で医療機関に搬送された方(以下、本人)及びその家族に対して、救急搬送証明書の発行を行っており、パートナーが代理申請をすることができます。
14	医療	市立病院での診療内容説明、手術の同意		地方独立行政法人 福岡市立病院 機構 運営本部	こども病院 682-7000(代表) 福岡市民病院 632-1111(代表)		○			診療内容や診療録等を、患者の同意のもとパートナーも説明や開示を求めることができます。また、本人の判断能力が欠如していると判断される場合や病状への悪影響が危惧される場合、実質的に患者さんをケアされているパートナーが親族に準じて手術の同意ができます。

性的マイノリティのカップルも対象となる行政サービス(令和8年度)[R8.5.1時点]

No.	区分	名称	要件/必要書類等	お申込み/お問合わせ		①宣誓必要		②宣誓不要		行政サービス等の概要
				窓口	問合せ先電話番号 電話番号	ア 受領証の提示 必要	イ 受領証の提示 不要(口頭確認)	ウ 委任状が必要	エ 口頭確認	
15	亡くなったとき	死亡届/火葬・埋葬許可申請	・同居していること(死亡届)	各区市民課または出張所	東区 645-1046 博多区 419-1017 中央区 718-1023 南区 559-5023 城南区 833-4018 早良区 833-4311 入部出張所市民係 804-2015 西区 895-7010 西部出張所市民係 806-9431			◆		亡くなったパートナー等を火葬する場合、申請ができます。(火葬・埋葬許可申請)死亡届は委任状が不要です。
16	亡くなったとき	市立平尾霊園の合葬式墓所の申込み	・受領書の写し	福岡市立霊園	711-4869	●				承継を必要としない平尾霊園の合葬式墓所(パートナーと同じお墓)への申込みができます。
17	子ども	母子健康手帳の交付	・妊娠届出書・妊婦のマイナンバー がわかるもの・代理人の本人確認 書類	各区健康課	東区 645-1077 博多区 419-1095 中央区 761-7338 南区 559-5119 城南区 844-1071 早良区 851-6622 西区 895-7055			◆		妊娠の届出、母子健康手帳の交付をパートナーが代理で手続きができます。
18	子ども	就学・教育相談		発達教育センター	845-0015		○			障がいのある子どもやその保護者の方などの悩みや不安について、専門の相談員が対応し、パートナーも保護者として対応します。
19	子ども	里親制度の里親認定		こども総合相談センター(えがお館)	832-7108				◇	里親として子どもを育てたいと希望する方やそのパートナーからの相談を受け付けています。
20	子ども	教育・保育給付認定及び利用の申請		各区子育て支援課	東区 645-1068 博多区 419-1080 中央区 718-1101 南区 559-5123 城南区 833-4103 早良区 833-4354 西区 895-7065			○		「保育所等の利用申請」及び保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」について、パートナーが代理申請をすることができます。
21	子ども	施設等利用給付認定の申請		認可外保育施設等: こども未来局運営支援課 幼稚園: こども未来局運営支援課 (提出先は施設)	運営支援課 711-4114 無償化専用ダイヤル 791-6222 幼稚園支給認定事務センター 711-7243			○		「施設等利用給付認定」について、パートナーが代理申請をすることができます。
22	福祉	身体障がい者等の方の軽自動車税の減免制度(障がい者)	・パートナーと生計を一にしている	財政局資産課税課	292-1604				◇	障がい者の通院・通学等に使用する場合、障がい者及び障がい者と生計を同一にするパートナーの軽自動車税が免除されます。
23	相談	パートナーからの暴力(DV)の被害相談		福岡市配偶者暴力相談支援センター	711-7030 ※受付時間(祝日と年末年始を除く) 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日: 10時~17時火曜日:10時~20時				◇	パートナーからの暴力(DV)についても相談できます。
24	その他	家族で利用できる地下鉄1日乗車券「ファミちかきっぷ」	2親等以内の家族(事実上婚姻関係を含む)が対象、大人は2名まで、子どもは人数制限なし。 ※最小構成人数:大人1人、子ども1人	福岡市地下鉄お客様サービスセンター	734-7800			○		パートナーも家族として1,000円で福岡市地下鉄全線が乗り放題になるお得な「1日乗車券」の対象になります。
25	その他	福岡市犯罪被害者等見舞金の支給	・パートナーと生計を一にしている	市民局防犯・交通安全課	711-4054	●				遺族見舞金について、パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして、申請することができます。